

保育かながわ

発行所
横浜市神奈川区沢渡4の2
神奈川県保育会
発行人
富 田 英 雄
題字
故 内山岩太郎 筆



皆様方のお力添えとご指導により七期十四年大過なく努めさせて戴いた神奈川県保育会の会長を辞することにいたしました。昭和四十七年に庶務担当としてお手伝をさせていただきました。以来、副会長職十三年を含め長い間本当に皆様にお世話になりました。心よりお礼申し上げます。神奈川県保育会の仕事をさせていただいた三十数年の間に交した名刺は千枚に及びます。これは私にとって宝物です。しかし残念な事にその半数以上の方は、今極楽にお住まいです。私の先代園長も極楽に住ん

子ども達がより幸せになるために

神奈川県保育会 会長 富田 英雄

でいますが、父である先代園長が、脳溢血で突然他界した為に飛び込んだ保育の世界は全くの素人でしたから手とり足とり指導していただきました。指導を受けた方が千人とは大記録だと思えます。こんな幸せな事はございません。感謝感謝です。保育会の初代望月会長には辛抱する事と、他人の役職や氏名は絶対に間違わぬ事を教わり、二代安部会長からは、感謝する心、お陰様の心を学び、鈴木栄一副会長からは、記事の書き方、修飾語をなるべく省きながらやさしい美しい文章構成に配慮し切れ切れの様で整っていても、編集者がどこを切っても、文章としてまとまっている文の書き方を習いました。又三代鈴木萬史会長からは行間を讀む事も大事だが文を裏から讀む事つまり、文面に表れな

い真意をくみ取る事。とりわけ国や県から配られた文章の文面に表れない、二三年後に襲ってくるだろう保育の大改革を、鋭い嗅覚で敏感にかぎとる術を。そして曹洞宗の「天座(テンゾ)」を原点とする保育の大切さを教わり覚え受け継ぎました。それが大変役に立つて全保協の予対部長の際、得た情報を自分の頭で自己流に解析し、厚生省の課長と議論する事ができました。だが、自己流の悲しさで、折角湧いた新しい保育の在り方は時代に日の目を見ない事が多かったのは残念です。例えばデパートの子連れのショッピングの子の一時保育とか空港の旅行者のショートステイ等がそれです。又神奈川県福祉部の方々には大変お世話になりましたが、特に飯田副知事と前田消防長には感謝して

おります。それから岡崎知事に知事室でお目に掛り子どものために県の予算をふやして欲しいと訴えた時「知事シックスポケットって知ってますか、小遣いをくれる人が六人」という意味ではありません。子どもは六票の票を持っています。子どもにお金を掛けないでどうします。「しかし知事は「なるほど」と下を向かれただけでした。私は副会長、会長の在職二十七年間「子ども達をより幸せにするために」と訴え続け、保育会の事業の柱として来ました。保育環境の整備も保育士の労働環境の整備も子ども達の為ですし、保育園のいろいろなサービスは母親が働きやすくする事、失業から守る事と考えます。失業は子ども達への虐待につながります。サービス過剰だという園長もいますが、子ども達の幸せのためだと思えば、まだまだサービスは足りないのかも知れません。次代を担う子ども達が心豊かに、より幸せになりますように祈っています。

総合施設の幼児教育論をめぐって

社会福祉法人顕真会 理事長 小笠原文孝

はじめに

次世代育成支援施策の中で「総合施設」の位置づけとあり方が社会保障審議会児童部会や中教審で議論されているが、課題整理や検討の柱となっているのは、

- ①総合施設としての機能と幼児教育のサービスのあり方、
- ②子育て家庭の多様なニーズにこたえる機能やサービスをどう図るかである。

「総合施設」の位置づけとあり方が社会保障審議会児童部会や中教審で議論されているが、課題整理や検討の柱となっているのは、

「総合施設」の位置づけとあり方が社会保障審議会児童部会や中教審で議論されているが、課題整理や検討の柱となっているのは、

やるべき」と、幼稚園教育を中心とした総合施設に誘導しようとしているのである。

保育園の現状認識すら持ち合わせない委員が堂々と公的な場でこのような発言をし、幼稚園教諭の方が児童に適切な教育指導ができていないと信じている。幼稚園教育要領に

保育園の場合には保育を行なう年齢が乳児期からはじまるだけに特に3歳未満児には、養護と教育が表裏一体で行なわれており、幼稚園よりいっそう肌理の細かい人間関係の中で教育の基礎が築かれている。その表れとして、幼稚園は三歳児にしても35対1の職員配置で大雑把である。今や、誰も社会全体が保育園の教育レベルは低いとは殆どが感じていない。

職員研修権の履行の有無は行政監査でも細かく質きされている。出版物にしても量的にも、質を問う内容にしても今やメジャーである。

このように未だ幼児教育に偏向的価値観をもった委員が、加えて「福祉行政の拡大は止まることを知らず、家庭の子育てを公的なものに任せる行政サービスの拡大に一定の歯止めをかけていく必要がある」など、財政負担のあり方にも気を回し、さらに化石と

短大や四大の児童教育を標榜する学者先生の講義では、保育園における幼児教育論と幼稚園における幼児教育論を学生に分けて講義をしていることはまずない。

らみても同時並行の授業が行なわれてはいるはずである。

「幼児教育」と「養護と教育」いまさら言うまでもないが、幼稚園と保育園の教育論争は、古くて新しい問題である。中教審での話題は、もっぱら保育所には教育は存在せず、幼稚園にそれがあるとい主張が多く目立つ。先に述べたように社会も双方の教育の格差を感じてはいないというのが実感であろう。

だが、保育界からお叱りを受ける覚悟で言うが、このような教育格差が存在するという主張に対して世論も保育所も「教育」という確固たる執着がないだけに、保育現場の主張も弱々しく聞こえるように、それが特定の地域や一部の社会に反映しているのではないかと思う。

彼らの主張は間違っていない。つまり、自分という姿を客観的に、あるいは自己を客観として観察できるような年齢が3歳ころである。この時期から学校教育の指導が可能になるのであって、大脳皮質がいまだ未分化な3歳未満児に保育士や大人が子どもに向かつて三段論法的な指導をし

姿からは、職員配置基準の理由が理解できる。

この時期は個人差があったにせよ保育士は、身の周りからの危険を排除したり、生活の手助けに多くのエネルギーが必要とされる。これが「養護」である。

ところが、保育所保育指針では3歳未満児とか3歳以上児と分けずに、すべての年齢において「養護と教育」を標榜しており、それをコインの表裏に喩えて、「養護と教育は不離一体、表裏一体」として捉えて保育しなければなら

したがって3歳未満児の6対1という職員配置は射的基準といえる。

すなわち、幼稚園のいう典型的な教育例では「教師から教え込む」「教師が伝える」「子どもが学ぶ」「学習する」という行為や概念を意味していることを推察できる。

20対1の大きなギャップを労働問題として取り上げるが、大脳皮質が分化する3歳児の

この状況は、保育所現場から観ると「教育」の捉え方が狭小的であると見る。保育所の教育という捉え方

は、先の例から引用すると、「身の周りからの危険を排除したり、生活の世話や手助けする」という姿はたしかに表面的では「養護」である。しかし、この「養護」の中に「教育」という営みが含まれているのである。

実際に「危険を排除する」ことは紛れもない養護であるが、普通の保育士であれば、危険を排除しながら、子どもへ何度も言葉や表情を使いながら繰り返して「危険を教える」ということをしている。

これは、子ども自らが生きるための「教育」行為そのものであり「養護と教育の表裏一体」なのである。

乳児保育を行なう上でも、「ミルクを飲む」ということは、「お腹が空いたのでミルクを飲ませる」という簡単なことになるかもしれないが、ここで、子どもの育ちと教育を思慮する保育士であれば、「もうすぐミルクが欲しくて訴えるはずである」という予測の元に心の準備をしてから

飲ませるはずである。

すなわち、乳児が自ら「お腹空いたのでミルク欲しい」と泣く、その自発的な意思が大事だと思つて動きだす保育士と深く考えない保育士では大きな教育的営みの差が出る。そこで、できる保育士であれば、「よつちゃん、お腹すいたよねー」と乳児を同一視し人格視しながら、乳児の前で哺乳瓶を見せて「マンマよ」「マンマよ」と繰り返して言葉の教育と摂食神経を促すはずである。これも「養護と教育」の営みである。

「抱っこされてミルクを飲み世話を受けている」という姿からは、「養護」だけしかイメージできないかも知れないが、そこにははれつきとした「教育」が存在しているのである。

したがって乳児の「月間指導計画」の子どもの「保育活動」や「保育内容」の欄には、「ミルクを飲ませてもらう」ではなく、教育的営みを表出するために「ミルクを飲む」

という子ども主体の言い様になるのである。

深く考えない保育士や保護者からは、このような些細なことなどどうでもいいようなことかも知れないが、こだわりをもった者からは寛容できないのである。

かつて大都市部の保育所で観た光景は、国基準をはるかに上回る多くの職員の配置の影響からか、乳児の空腹の訴えがなくても、時刻を見て保育士が沈黙の世界から一斉に飲ませる姿に「養護と教育」を感じ取ることはできなかった。

保育に人手が多いことに越したことはないが、時間が来て、ただ機械的に飲ませるだけでは「養護一辺倒」を超える「プロイラー保育」そのものに陥ってしまう危険性を孕んでいる。

また、仮に3歳児が着衣した衣服の前後の取り違えをしていれば、「鏡をみてらん」といって着衣の姿の違いを子ども本人に気づかせ考えさせ

る配慮をするのか。「ジュンちゃんおいで、シャツが前後になつているから直してあげろ」という行動に出るのか、あるいは、黙ってシャツを直すのか、で「養護と教育」への配慮は大きく違ってくるのである。保護者にとつては、シャツをちゃんと着せてもらえれば結果オーライでいいわけであるかもしれない。

総合規制改革会議で頻繁に取り上げられた調理室廃止の問題も同様で、調理室の必要性を訴えるのに、昼食準備に生じる匂いは、食への期待感を増し、今の家庭には望めない暖かい雰囲気醸し出す機能があるとして、調理室廃止は絶対反対であるとした。

総合規制改革会議は、調理室設置には教育的価値がないと断じ、転じて調理室の設置コストやランニングコストの問題を挙げて攻め立てるばかりであった。

保育士が国家資格となり、専門性が再び問われるようになってきたが、たとえ調理室設置の有無でも、乳児保育の配慮であつても人が人として生きていくための教育の必要性を明確に訴える力がなければ総合施設論争にも及ばないのではないかと心配する。

保育所からの教育的営みは、以上のような日々の保育の中での場面、場面や各年齢のあそびと生活のなかで頭在しているが、その保育内容や保育活動に教育的価値や要素を決定づけるのは、保育士個人の能力と意思に支えられた子どもへのアプローチの姿勢である。

もちろん保育所運営のトップに立つ者の指導力も大きなファクターであり、それは今

後の第三者評価の「質の評価」と密接に関係するものでなければならぬ。

「養護と教育」を表裏一体と意識しない思考では、養護とは単純には大人や保育士から「子ども自身が世話を受ける」という行為を指し、教育とは子ども自身が積極的に「自分でする」という姿を意味することになる。つまり、乳児から3歳未満児を「養護性が強い」カテゴリーとして位置づけ、3歳以上児は「教育的要素が強い」と位置づける」ところに保育所には「3歳未満児は養護」と「3歳以上児は教育」、幼稚園は3歳以上児だから「幼児教育」であるという構図が確立されるのである。

結局このような概念や判断は、現在の3歳児入園を分岐点とした幼稚園的な教育論であり、一般に社会が思い浮かべる教育のイメージである。これが中教審の議論であるから油断ができない。

何もこのような考えを否定

するものではないが、何度も繰り返される幼保一元化論争で「養護的営み」とは何か、「教育的営み」とは何か、「養護と教育の表裏一体」とは何かを、保育士たちが保護者や社会にしっかりと答えられるのであろうか。

おわりに

いま、多くの社会福祉法人の保育園が「一時保育事業」や「子育て支援センター」「特例保育」などで、「保育に欠ける」子どものみを対象にした児童の保育から「保育を必要とする」子どもの教育と育児に不安を持つ保護者を正面から受け入れている。幼稚園のように短時間で帰路に向かう子どももいれば、親同士が井戸端会議的に子育てを話し合う場も備えている。すでに保育園では「総合施設」を地で行っており、「総合施設」のあり方は、教育行政より福祉行政の枠の中で検討した方が妥当性あるものと思われる。

☆☆☆ **サンワールドは、安心と優しさをお届けします** ☆☆☆

健康ひのきマット (ひのきマットレス)

※特長 ・自然素材だから安心
・吸放湿効果でさらっと快適

スーパーひかりちゃん (除菌・脱臭機)

※特長 ・光触媒のパワーが強力除菌! 脱臭!
・マイナスイオンでリフレッシュ

上記商品以外にも、菓子・調味料、環境・衛生用品等、多数取り揃えております。お気軽にお問い合わせください。

お問合わせ先
株式会社サンワールド本社：埼玉県久喜市江面403 **フリーダイヤル** 0120-18-5665
神奈川支店：横浜市栄区元大橋1-16-12 2-101 **TEL** 045-895-2490

一般財源化への動き

全保協保育施策委員会委員

明石町保育園園長

園 田

巖

平成一六年度より、いよいよ公立保育所運営費の一般財源化が始まります。この流れ

と平行して「総合施設」とい

う新しい概念も誕生しました。

この国の保育制度はかつてないほど大きく変わろうとしています。

保育所運営費の一般財源化は、過去に一度だけ経験しています。長くに渡り保育所経営をされている方はご存知と

思います。それは昭和二十四年に報告された「シャウプ勧告」です。シャウプ勧告の趣旨は、「地方でできることは地方で」というもので、まさに現在の地方分権推進改革のそれと同一です。そのときは、当時のお金で約五億円の赤字を抱え、全国の保育所が悲鳴をあげたそうです。(そ

の後すぐに現行の制度になり

ました。)

反対すればよいかというところ、

それでは一般財源化にただ

反対すればよいかというところ、

それでは一般財源化にただ

反対すればよいかというところ、

それでは一般財源化にただ

反対すればよいかというところ、

それでは一般財源化にただ

反対すればよいかというところ、

それでは一般財源化にただ

反対すればよいかというところ、

それでは一般財源化にただ

反対すればよいかというところ、

それでは一般財源化にただ

れないばかりか、社会全体から批判を浴びていく結果にながりがかねないような気がするのです。

さて、前にも触れたとおり平成十六年度より公立保育所の運営費が一般財源化されました。民間保育所の運営については、今のところ引き続き

国が責任を持つと言っています。しかしこのような状態がいつまで続くかは、全く予断を許さない状況です。同じ認可保育所(公立・民間)に関する基本的な仕組みが、二つの異なる制度により成り立っているというこのイレギュラ

ーな状態を、長期間に渡って維持・継続できるとは到底思えないのです。特に日本の政治や行政制度は、後任者の就任とともに、前任者との間で取り交わされた約束が比較的

簡単に変質してしまう傾向があります。もし今何かを提案していかなければ、少なくとも2〜3年後に再び大きな変革を迎えるであろうことは、想像に難くありません。また、多くの地方自治の長、地方議会及び地方公共団体は、主幹税による税源委譲を条件に一般財源化には賛成であり、ひとたび国がその方向性を示せば追従することは明らかです。そうなれば、地方自治として自由に財源措置ができるのですから。

私たちが行う提案には、大きく分けて二つの視点が考えられます。それは、将来の日本を支えていく子どもたちの健やかな成長について、その責任を国が担うのか、地方が担うのかといった視点です。言うまでもなく一般財源化になれば、国の責任範囲は間違いなく大きく後退します。(一般財源になっても何らかの最低基準のようなものを国が設けるのではないかという

議論もありますが、そうすると特定財源との区別がつかなくなってしまうから、その考え方には余り期待が持てません。)一方、現在の介護保険制度や支援費制度は、直接契約制ではありませんが、その責任の大部分を国が担っています。つまり、九州に住んでいようと北海道に住んでいようと、対象者(利用者)を支える仕組みには基本的に大きな差異がないのです。保育制度や次世代を育成する制度を構築するにあたり、この問題を国策として真剣に取り組まなければならない最優先課題と考えるのか、地方分権推進の一課題と考えるのかによって、結論は大きく変わってくるような気がします。たとえ現行の保育制度が大きく変わろうとも、またたとえバウチャー制になろうとも、子どもたちの問題に関して、国が最後まで責任を担うべきであると考えるのは、ごく自然な流れであり、また当然の帰結であると思うのですが。

その後の第三者評価と神奈川のよひす

全保協保育施策委員会委員
いまいずみ保育園園長 草山 充

最近見られる方向

社会福祉法に規定され、関心の的になっていく保育園の第三者評価も、HYKを初めとした第三者評価機関の評価結果が公表されたり、行政による都道府県単位での評価事業の推進が図られるにつれ、当初と比べるとその意味合いが一変しつつあります。

- ① 公立保育園の委託や保育園新設に用いる公共財産の貸与の条件になったり
- ② 受審する保育園に、受審料をはるかに超える補助金

がついたり

③ 会計処理上の規制緩和という優遇策の条件になったり

④ 行政が、第三者評価事業の推進体制支援の域を越えて、評価そのものに立ち入ったり

など、です。こうした傾向は、第三者評価の受審があまりにも低調であるとの理由から、受審のインセンティブを与えようという動きによって、更に加速されています。(介護保険サービスの痴呆性高齢者グループホームには外部評価の義務付けがなされている)。

評価事業に期待するもの

そもそも、保育の質は多元的且つ全体的な評価になじむものであり、地域性への配慮や保育園特性を発揮しながら利用者ニーズに即応できる仕

組みがあつて向上が図られていくものです。そこで、第三者評価には、公平性や客観性はもちろん、純粋な意味での第三者性や任意性という初期の趣旨を逸脱しないよう私達は主張してきたところです。

また、保育制度の規制緩和も、規制改革の基本理念にそつて「事前規制」から「事後チェック」の方向にあり、保育園においては第三者評価制度がその中核をなしています。つまり、保育サービスの質の維持は、行政の指導監査と並んで第三者評価で行うという

ことのようにです。

こうした方向に異を唱えるものはありませんが、今後の仕組みの中で、地域の特性や利用者のニーズそして保育サービスマスターの理念や方法が軽視されるような第三者評価の方向に進めば、それぞれの保育園のいいところを認めるとか地域実情や時代に即応した保育サービスを伸ばすことなどは不可能になる。そんな意味で監査と第三者評価は相容れないものとして峻別すべきである。

第三者評価機関が充実せず、緒に就いたばかりの第三者評価事業に信頼性が築かれない段階で、受審したという形式的な結果に、あまりにも大きいお土産を与えることは、拙速さのあまり、第三者評価事業

業そのものの成熟を妨げる、利用者のための保育サービスの充実をゆがめる結果になるのではと危惧しています。また、どんな評価事業でも、対象を完璧に評価し尽くすことは不可能だし、内容が伴わなくても高い評価を得ることのみを目的とする受審者もいます。まして評価基準や評価能力に信頼が確立しない段階でのこうした受審結果には弊害が多いのも事実です。

認可保育所の設置主体の制限撤廃、児童福祉施設最低基準の緩和から始まった保育園の様々な規制改革の方向は、保育の質を低下させ21世紀の子育てにふさわしくないという心配への歯止めとして、第三者評価事業はあまりにも過度の期待を背負わされている。

川県社会福祉協議会・企画課作成 H16.4

1月	2月	3月
実施 育(試行)		
調査者研修(3分野)		

1月	2月	3月
構では、調査者養成研修(基礎・基本)を は年4回、200名を養成する予定		

本来保育の質の維持・向上の方法には補助体制を含めた様々な基盤整備の方法があるはずです。

神奈川のように

保育サービスの利用者も提供者も納得できる評価項目(基準)づくり、調査方法の確立と調査者養成、公表のあり方など、課題を多く残しています。しかし第三者評価事業の実践が積み重ねられてこそ信頼されるものになることも重要な点です。

ところで、当県でも県社協が立ち上げる第三者評価機関で、評価事業の準備が進んでおり、保育分野についても、サービス提供者ではあるが、公共的立場で保育を専門的に考え実践している立場として、横浜・川崎・県所管からそれぞれ保育園の園長が委員となり「評価基準」づくりや「評価調査者のための評価の視点」の検討を進めています。検討するにあたって配慮した点は、

① 評価基準は、保育指針に

こだわらず、利用者の期待を重視しつつも、乳幼児の安全や発達の基本となるもの、保育園の現代的機能を果たせるようなものを多く取り込む。

② 個々の保育園の保育内容に対する質の評価は極めて困難(一元的に評価しがたい)であるとの認識から、評価項目によっては、そのものを評価するのではなく、保育の質を支える仕組みが機能しているかどうか評価できるようにする。

③ 地域の需要の違いや行政上の制約などがある場合には、評価対象としてではなく利用者への情報提供として、記述により事業内容などを明らかにする。

県内では、平成17年度から本格実施、16年度に試行評価事業が予定されています。なお、別紙の通りの全体スケジュールで評価事業が実施される予定です。

平成16年度「福祉サービス第三者評価機関かながわ」第三者評価事業スケジュール

神奈川

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
準備委員会	評価機関かながわ創設(4/1)		第1回運営委員会	各種委員会立上げ(※下段枠参照)		受審者説明会		評価事業 高齢、障害、生	
県社協理事会			HP開設		評価事業PR				
試行事業									
各種委員会立上げ準備									
保育評価表作成検討						調査者研修(3分野)			

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構(※神奈川県設置)の平成16年度スケジュール予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構(※神奈川県設置)	推進機構設置準備		推進機構設置(6月)	調査者基礎研修	調査者基本研修	評価機関認証(秋ごろからを予定)			推進16年

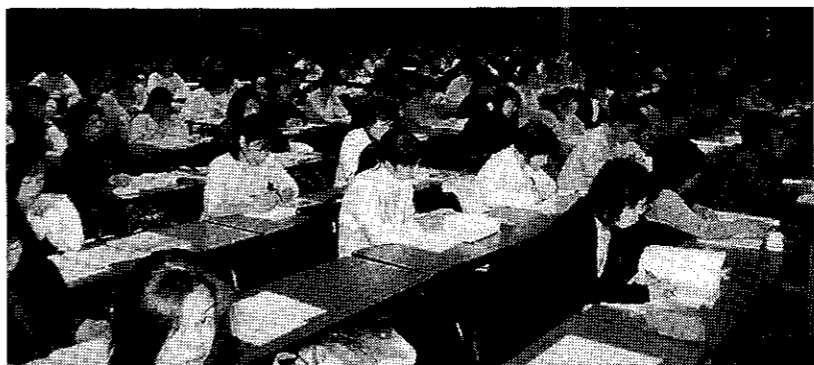
主任保育士研修会

南足柄市塚原保育園 山口晴美

去る十一月二十五日(火) 神奈川県社会福祉会館において平成十五年主任保育士研修会が開催されました。はじめに、県保育会会長富田先生より「今こそ主任の時代」をテーマにご講演いただきました。今保育園では様々な問題をかかえている中、若手保育者に保育の理念・保育に対する情熱及び園長・主任の思いなどの伝え方や保育者の意識の変化などについてお話をお聞きしました。

次に、「第三者評価について」というテーマで小笠原文孝先生の講演をいただきました。第三者評価事業が始まり、その仕組みとねらいを理解し、福祉サービスの質の向上に役立てるための方策、既実践されている事を含め事例に基づき講話が行われました。第三者評価は、自己評価・自己点検チェックをし、自分の園はどの点が欠けているか、良

くしていくにはどう改善していくか主任がリーダーとなり進め、自分の保育園の目標は何か、保育の基本理念を保育士全員で共通理解し、確認することが大切であるとの事です。第三者評価について①監



査できない。②審査員の思惑や個人知識で評価を下すものではない。③園自身の自己宣言である。④評価基準の課題に対して、保育現場との整合性を問うものである。⑤評価基準に対しての証拠を残し、評価結果には、客観性がある等の説明があり、以上の事をふまえ、事例を話され共通理解をしていった。特に今日の保育で忘れてはならない人権問題(子どもの人権・性差別・守秘義務・受容)について私の自己点検はどうか、子どもへの配慮はなされているか話し合った。子どもの人権に十分配慮すると共に、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てる。性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けない。守秘義務の遵守を周知しているか。子ども一人ひとりの理解を深め受容していくために家庭環境の差、身体的能力の差、精神的成長の差から生じる子ども一人ひとりの違いを把握しておくことが大切である。子どもの発達状況についての記



録があり、関係する全職員に

調理員研修会

平塚市夕陽ヶ丘保育園 江原秀子

一月二十七日、県民センターにおいての、保育所調理員研修会では、先ず、保育会会長から、この頃の親は自分が少食になっており、子供に朝食を与えない親が増えている。その様な子供達の為の食事作りを、健康に気を付け頑張りたい、とのご挨拶がありました。午前の講義では、県衛生部地域保健課、迫和子氏より「健康増進法を知る」と



題して、お話があり、近年男性の肥満が増加し、女性では若い人の痩せ過ぎが増えている為に、低体重児の出生が

周知されているかも問われる。一人の職員の行動が園の資質と見られる。したがって職員全員が園の「自己宣言」について共通理解がなされていなければならぬ。自己宣言したことで保育の実際には矛盾や齟齬がないかの判断が第三者評価である。新しい諸制度(しくみ)が機能することより保育所のより良い変革が期待されるという、実り多き研修でした。

増加している。大人になっての食生活を決める、乳幼児の食事は特に大切で、午後の講義は、日本子供家庭総合研究所、水野清子氏により、「乳児保育の栄養と食事」について、近年は様々な理由から0歳児の待期児が大幅に増えている。幼保一元化の問題についても、調理室が身近な場所であれば、細やかな対応が可能であり、子供の喫食状況を把握しての離乳食作りも可能です。ミルクに関してもメーカーによって、味は微妙に違うものの、栄養価は殆ど違いはないので、統一が可能ではないか、フォローアップミルクも、栄養価は牛乳に近いので、必ずしも使わなくても良い、母乳も二十四時間以内で、温度差の少ない持ち運びであれば常温で良い。アレルギー児に対しては、医師の診断書をもらおうと共に、時折目通しも必要です。又病氣、病後児に対しての個々に対応し一層のきめ細やかな食事作りが望ましい、これからは保護者との連携を密にし、自分

の園だから出来る事を、アピールし、時代に対応出来る様に頑張っていく行きたいと思えます。第二部では酔の上手な使い方を教えて頂き参考になりました。身近な問題を解りやすくお話し頂き、有意義な研修会でした。ありがとうございました。

保育の日前夜祭



「保育の日前夜祭」が二月五日、横浜ベイシエラトンホテルで開催されました。今年度の受賞者は県保育賞四名、褒章一名、厚生労働大臣表彰十一名の併せて十六名のみなさまです。飯田県児童福祉課長代理、小川県保育の日運営委員会委員長、清水県社会福祉協議会常任理事、平本県社会福祉協議会次長、富米野ゆりの会会長、県下養成校の代表者の方々、山下県保育士会会長他多数の来賓及びお祝いにかけた方々総勢百三十名の参加のもとに前夜祭の幕開けです。富田保育会会長は、主催者代表挨拶の冒頭で保育所運営費の一般財源化の厳しい現実について、中央との交渉の次第も含めて言及、「結果によつては、この席に出席できないところだった」と述べられ、お祝いの席が緊張した一瞬もありました。その後お話は保

育賞制定の経緯や意義に及び、せっかくなので速慮しないで優秀な保育士をどんどん推薦していただきたい旨の要請もありました。おはなが続くうちに冒頭の緊張も解け、続いている花束贈呈の頃には、「前夜祭」らしい華やいだ雰囲気盛り上がりしました。来賓のみなさまからご祝辞を頂戴致しました。飯田課長代理のご挨拶では次世代育成支援対策推進方に関する県の取り組みにも及びました。来賓紹介後は鎌倉女子大学の三縄公一先生と山口悦朗先生によるスチールパン演奏が披露され、音の迫力に感動させられました。また、先生手作りのマラカス等を会場の方々が手にされ、ワクワク、ドキドキしながら一緒に演奏される場面もありました。更に、先生方の伴奏のもと、会場のみなさまで「喜びの歌」を大合唱し、心が豊かになれた前夜祭でした。

編集後記

園庭のあちらこちらに、木の芽や花のつぼみがふくらみ春の訪れを感じられる季節となりました。

今回「保育かながわ」の第六十号を発行するにあたりいろいろの方々に関わって頂いて、ここまで来たのだらうと痛感しています。とりわけ富田会長には、7期十四年という長きにわたり御尽力を頂き感謝の気持ちでいっぱいです。これからも、「保育かながわ」の紙面に投稿して頂けるものと思えます。益々のご発展を祈念致します。

さて、今回の内容ですが、皆様にとつくりと読んで頂きたく時世にあつた記事を書き、各先生方に無理を言ってお願ひしました。とくに小笠原先生には、お忙しい中快く承諾して頂き感謝感謝です。この記事の中で、「養護と教育」の下りはいまま自分で霧のようにかすんでいたものが、すつきりはれたような気がします。特に乳児の保育は、まさに保育園がやってきた教育そのものです。つい先日、

ラジオで聞いた話も同じようなものでした。乳児は、視覚は未発達ですが聴覚は早くから発達しているそうです。ですから母親や父親が話しかける事が、如何に大事かと言うことでした。赤ん坊への声かけは、自然と抑揚をつけて話しているはずで、これが、赤ん坊は一番理解しやすいそうです。また、母親の声は（養護）優しく安心だよとか、楽しいよと感じ、父親の声は（教育）これは危ないよとか、これは怖いよとか感じるそうです。この様なことを、保育士が専門性として如何に社会に発信できるのか、保育園が自分の足下を如何に盤石なものに出来るのか、福祉行政を担う社会福祉法人として努力努力です。

最後に、広報部員一同2年間の任期を終えることが出来ました。会員の皆様にはいろいろと協力頂きありがとうございました。神奈川の保育事業が益々発展することを心よりお祈り申し上げます。



※ 昭和63年（1988年）から
保育園様に納品中
少量添加物の食品を
選択してお届け

(有)カジュケマ

〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野2丁目3-10
電話 0466-82-6401 FAX 0466-82-1278
卵・等除去お菓子・防災用品・調理器具・取扱い



生ゴミ分解消滅機 ゴミサー

生ゴミを水に分解し、取り出し作業は一切ありません!

<概要>

「ゴミサー」は、生ゴミの減量化に貢献する生ゴミ分解消滅機です。微生物の働きにより、炭酸ガスと水に分解し、排水します。

<特長>

- ① 投入前の水切りは不要です。残渣を残さず分解し、中身の交換、取り出し作業、あと処理不要です。
- ② 菌体コア(もみがら)を2~3ヶ月に1回少量の補充で低ランニングコストです。
- ③ オールステンレス製で屋外設置可能です。
- ④ 生ゴミを保管する必要がなく、随時処理で害虫や悪臭が発生せず、衛生的な作業環境を作ることができます。
- ⑤ 複雑なメンテナンスはなく簡単なおそうじ程度です。
- ⑥ 排水は液体肥料として御利用できます。
- ⑦ 保育園、学校、給食センター、飲食店、病院など様々



私達は環境問題に取り組んでいます!
平塚市社会福祉法人湘南福祉センター 横内保育園

形 式	処理能力(日)	定員(名)
G 100型	10Kg	~ 50
G 200型	20Kg	~100
G 350型	35Kg	~180
G 500型	50Kg	~250

その他大型機種もございます

資料請求はこちらまで
株式会社 エイ・アイ・シー
0120-128-114 東京都八王子市万町23-2
0426-55-0130 0426-55-6550
www.eco-kankyo.com